

群馬県食品安全審議会委員公募要領

1 趣旨

群馬県食品安全審議会において、県民の幅広い意見を反映させるため、消費分野の委員を公募する。

2 委員の役割

群馬県食品安全基本計画の策定や施策の申出に対して意見を述べ、食品等の安全性の確保に関する重要事項について調査審議する。

3 応募要件

- (1) 令和8年9月1日現在で満18歳以上の県内在住の者
- (2) 年に数回、平日に県庁で開催する審議会に出席できる者
- (3) 群馬県の食品安全行政について日頃から関心があり、本県の食品安全施策について消費者の立場から建設的な意見や提言ができる者

4 募集人員

1名

5 委員の任期

2年間（令和8年10月31日～令和10年10月30日）

6 報酬等

審議会に出席した場合は、県が定める報酬及び旅費を支給する。

7 応募方法

指定する応募申込書を、郵送、持参、電子メールのいずれかの方法で提出する。応募申込書は県のホームページに掲載するとともに、県庁食品・生活衛生課（県庁13階北フロア）、各保健福祉事務所及び中核市保健所（前橋市、高崎市）でも配布する。なお、提出された応募申込書は返却しない。

8 応募書類の提出先

〒371-8570 前橋市大手町1-1-1
群馬県 健康福祉部 食品・生活衛生課 食品安全推進室 安全推進・表示対策係
電話 027-226-2421
E-mail shokuseika@pref.gunma.lg.jp

9 応募期限

令和8年9月1日（火）～令和8年9月30日（水）（必着）

10 選考方法

第1次選考として書類審査を行い、選考通過者に対し第2次選考として面接審査を行い決定する。
なお、面接審査のために来庁する際の費用は応募者本人の負担とする。

11 決定通知

選考結果については、応募者本人あてに郵送で通知する。

12 その他

- (1) 審議会は原則として公開で行い、議事録は県のホームページで公表する。
- (2) 応募申込書等の個人情報は、選考の目的のみに使用する。